

秋田県版健康経営優良法人認定制度 Q&A

* Q&A は随時更新します。

* ここに記載のない内容については、健康づくり推進課健康経営認定制度担当あてに、メール (kenkou@pref.akita.lg.jp) もしくは FAX (018-860-3821) で、質問内容、担当者名及び担当者連絡先を記載の上、提出してください。返信まで数日お時間をいただく場合があることをご了承願います。

1 共通事項

Q1 県外に本社があるが、対象となるか。

A1 県内に事業の拠点(支社、営業所等)があり、従業員の健康管理を担当する者が常駐している場合は対象となります。この場合、県内に複数の事業の拠点がある場合であっても、一括での申請をお願いします。

Q2 経済産業省と日本健康会議が認定する「健康経営優良法人認定制度」の申請には、秋田県版健康経営優良法人の取得は必要か。

A2 それぞれ、独立した制度なので不要です。

Q3 従業員の定義は。

A3 申請書及び評価シートの項目で、常勤従業員と記載がないものについては、常時使用する従業員以外の従業員(契約社員、嘱託社員、パート、アルバイト、他社からの出向者、他社からの派遣社員など)も、健康経営施策の対象となっている場合は、本制度における「従業員」に含めます。

Q4 「従業員や家族を対象とした」とあるが、必ず従業員と家族の両方を含めなければいけないのか。

A4 いずれかで構いません。本制度は従業員の家族ぐるみでの健康づくりの支援も目的としていることから、両者を対象とした取組をご検討願います。

Q5 様式第3号で「チェックを入れた項目について、具体的な内容を記載してください。」とあるが、取組の分かる写真や案内通知の写しでもよいか。

A5 写真や既存の資料で構いません。

Q6 要件にない項目に取り組んでいるが、該当するかの判断がつかない。

A6 具体的な内容について、質問内容、担当者及び連絡先を記載の上、担当あてにメールや FAX で問い合わせをお願いします。

Q7 保険者が主体となって取り組んでいる項目は該当するのか。

A7 特定健診・特定保健指導をはじめ、保険者が主体的に取り組む内容であっても、事業主として取組

を理解し、協働している場合は該当します。

Q8 「正しい知識の普及啓発」にはどのような取組が該当するのか。

A8 パンフレットやチラシの配布・回覧、社内報への記載、個人宛通知(メール、文書)、ポスターやステッカーの掲示、研修会や勉強会の開催などが該当します。

Q9 研修会や正しい知識の普及啓発はどのくらいの頻度で取り組まなければならないか。

A9 今回の制度でチェックを入れることができるのは、過去1年以内の取組です。法人内で計画的な研修の開催や、普及啓発の取組をお願いします。また、掲示物について、記載されている情報が古くなっていないかを確認したり、従業員に周知が終わったものを張り替えるなど見直しについても取組をお願いします。

Q10 秋田県内に複数の事業所があります。従業員が常駐していない場合もありますが、「県内の事業場数」に含めますか。

A10 含めます。

県内に複数の事業所がある場合は、様式第3-2号も御提出ください。例えば、現場事務所や配送センターなど、本社や他の営業所の従業員が業務のある場合のみ勤務する施設も記載し、受動喫煙防止の取組状況の確認をお願いします。

2 前提要件について

Q1 様式第2号「秋田県版健康経営優良法人認定制度の前提要件適合に係る誓約書」に記載する前提要件の解釈を教えてください。

A1 前提要件の基準は次の通りです。

- 1 県内に事業の拠点があり、県税の滞納がないこと。

(解釈)

本社所在地が県外であっても県内に事業の拠点があれば認定の対象とします。

申請日時点で県税の滞納がない法人を認定の対象とします。

- 2 過去3年間に於いて労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関係法令に重大悪質な違反をしていないこと。

(解釈)

法令違反や労働災害の発生等の安全衛生上の課題がない法人を認定の対象としますが、申請日時点で、労働基準監督署より求められた是正勧告書による是正報告が提出済みの場合や、安全衛生上の課題の改善が図られている場合は、要件を満たしているものとみなします。

- 3 暴力団等の反社会的勢力に所属したことがなく、これらの者と関係を有していないこと。

(解釈)

暴力団排除を推進するため、県民生活の安全と平穩の確保及び県民経済の健全な発展に寄与す

る法人を認定の対象とします。

3 項目「健康経営宣言」について

Q1 秋田県健康づくり県民運動推進協議会に加入するにはどうしたらよいか。

A1 認定制度申請時に同時に加入を希望する場合は、申請時に申し出ていただければ、当課から追って連絡します。申請とは別に加入を希望する場合は、健康づくり推進課の秋田県健康づくり推進協議会担当まで御連絡願います。

いずれの場合も、協議会の趣旨を御理解いただいた上で加入をお願いしています。

※秋田県健康づくり県民運動推進協議会について

秋田県健康づくり県民運動推進協議会は、健康長寿社会の実現に向け、県民一人ひとりが生活習慣の改善や心の健康保持、積極的な社会参加に取り組むとともに、その取組を社会全体で支援する環境を整備するため、健康づくりを県民運動として展開することを目的とし、平成29年7月に設立しました。

会の主な活動は、次のとおりです。

- (1)健康づくりに関する正しい知識の普及や理解の促進
- (2)健康づくりに関する各団体の主体的な取り組みの推進
- (3)健康づくりの推進に係る会員相互の連絡調整及び情報交換
- (4)その他健康づくり県民運動の推進に関すること

Q2 従業員の健康管理を担当する者とは。

A2 健康診断や特定保健指導の実施に関する手続き、特定保健指導等の連絡窓口等の実務を担う担当者です。

4 項目「がん検診受診率向上」について

Q1 厚生労働省が推奨する「五大がん」検診とは。

A1 胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診のことを指します。

Q2 「五大がん」すべての検診の費用を補助しなければ該当にならないか。

A2 対象とする部位は、一部位でも可とします。

5 項目「栄養・食生活」について

Q1 相談窓口は法人内に設置しなければならないか。

A1 外部機関への委託でも構いませんが、従業員や家族の利用について周知していることが必要です。

Q2 「食事を摂るために十分な休憩時間を設定している」とは、どのような確認が必要か。

A2 仕事や運転をしながら食事を摂ることは、食事内容の偏りにもつながります。また、交代勤務や夜勤のある職場、営業職やドライバーなど、休憩時間が不規則になりやすい職場や職種では、昼食以外の食事を勤務時間中に摂る必要があります。勤務体制や実態から、十分な体制がとれているかを確認してください。

(確認内容の一例) 仕事や運転をしながらの、「ながら食い」をしないといけない状況ではないか、シフトを組む時に食事を十分に摂ることができる時間を考慮した人員配置にしているか、食事を摂るための休憩場所や食事を購入しなければいけない場合の移動時間も考慮した時間を設定しているか。

6 項目「受動喫煙ゼロ、そして禁煙」について

Q1 秋田県受動喫煙防止宣言施設とは。

A1 民間施設による受動喫煙防止対策を促進するため、市町村及び全国健康保険協会秋田支部(協会けんぽ秋田支部)とともに「受動喫煙防止宣言施設登録制度」を実施しており、お客様や従業員の健康のため、施設・事業所の敷地内又は屋内の禁煙に取り組む「受動喫煙防止宣言施設」を募集し、宣言いただいた施設には「登録書」を交付し、施設・事業所名を広く紹介しています。対象は、秋田県内に所在する民間施設・事業所。ただし、官公庁施設、小・中・高等学校、児童福祉施設等を除きます。

Q2 秋田県受動喫煙防止宣言施設に登録するためにはどうしたらよいのか。

A2 申請者が全国健康保険協会(協会けんぽ)に加入している場合は協会けんぽ秋田支部へ、それ以外の場合は健康づくり推進課の受動喫煙防止宣言施設登録担当へ問い合わせをお願いします。なお、要綱や様式は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載しています(コンテンツ番号11116)。

Q3 第1種施設とは。

A3 秋田県受動喫煙防止条例で規定する第1種施設で、学校・病院・診療所・助産所・薬局・介護老人保健施設・介護医療院・施術所(あん摩マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師)・児童福祉施設・行政機関の庁舎が該当します。

Q4 第2種施設とは。

A4 秋田県受動喫煙防止条例で規定する第2種施設で、事業所・工場・飲食店・ホテル等が該当します。

Q5 秋田県受動喫煙防止条例に記載している県民の責務とは何か。

A5 秋田県受動喫煙防止条例では、次の内容を定めています。

<県民の責務>

- ・受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に対する関心と理解を深めること。

- ・受動喫煙の防止についての配慮が適正になされるように自主的かつ積極的に取り組むこと。

＜事業者の責務＞

- ・受動喫煙の防止に対する理解を深めること。
- ・事業活動を行うに当たり、受動喫煙の防止について自主的かつ積極的に取り組むよう努めること。

7 項目「こころの健康」について

Q1 コミュニケーションの活性化にはイベント参加も対象となるか。

A1 イベントの内容は従業員のコミュニケーションの活性化を目的としたものが対象で、事業者が関与していない有志や特定の部署のみのイベント参加は該当しません。

Q2 「秋田県心はればれゲートキーパー養成講座」とは。

A2 秋田県が養成している、身近な人が発する自殺のサイン「気づき」、その人に「声かけ」をし、必要な支援へと「つなぐ」役割を担うボランティアです。企業や団体での出前講座も実施しています。詳しくは、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」をご確認ください(コンテンツ番号18842)。

7 項目「社会参加」について

Q1 従業員の地域活動の支援には、どのようなものが該当するか。

A1 災害時ボランティア等で利用できる特別休暇の認定制度がある場合や、消防団や部活動のコーチなどの従業員個人の地域貢献活動を法人として推奨している場合に該当します。

Q2 「組織として従業員が参加する地域活動を支援している」とは、どのようなものが該当するか。

A2 (一例)法人でスポーツイベントに協賛しボランティアスタッフとして従業員が参加する。従業員が地域の清掃活動を定期的実施している。地域のお祭り等のイベントに営利目的ではなく参加する。